

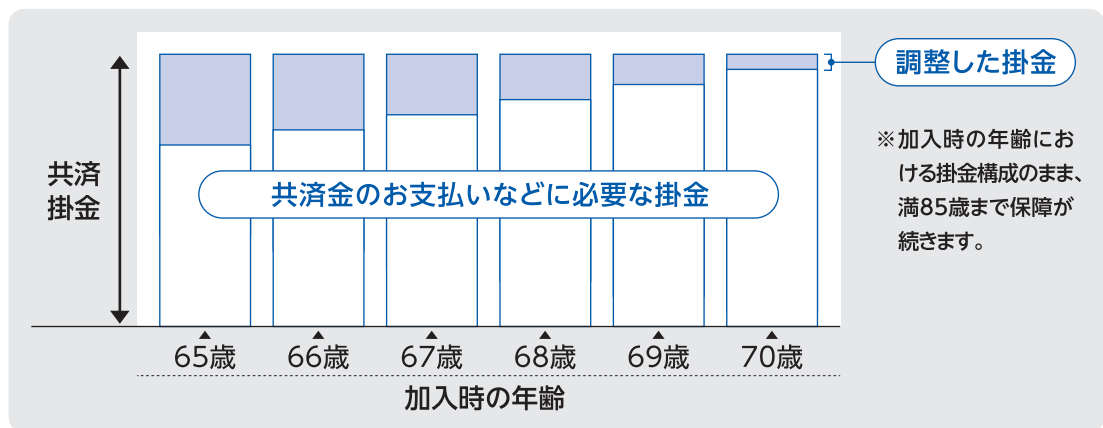
組合員の声に応える商品開発

CO・OP共済では、《たすけあい》で65歳満期を迎えた方からの「手術や個人賠償責任保険など、保障を充実させてほしい」、「共済掛金があがらないで続けられるコースにしてほしい」といった声や、組合員からの「65歳以降も手頃な掛金で新たに加入できるコースがほしい」といった声に応え、より多くの組合員に役立つ商品とし

プラチナ85の共済掛金のしくみ

一般的には年齢が上がるにつれて入院などをする可能性が高くなることから、掛金も高くなりますが、プラチナ85では、加入時の年齢にかかわらず一律の共済掛金となるように、掛金を調整しています。

■加入時の年齢別の掛金構成イメージ



■調整した掛金額

加入時の年齢		65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
コース(月掛金)							
女性	2型(2,000円)	282円	225円	165円	103円	38円	13円
	3型(3,000円)	468円	380円	288円	192円	90円	16円
	4型(4,000円)	636円	515円	390円	259円	119円	18円
	5型(5,000円)	867円	716円	558円	396円	221円	32円
	手術サポート特約(600円)	147円	136円	126円	114円	103円	91円
	死亡保障上乘せ特約(600円)	151円	129円	106円	80円	52円	22円
男性	2型(2,000円)	285円	237円	187円	132円	73円	55円
	3型(3,000円)	474円	400円	321円	236円	145円	82円
	4型(4,000円)	644円	542円	434円	319円	194円	108円
	5型(5,000円)	876円	751円	615円	470円	315円	147円
	手術サポート特約(800円)	147円	127円	107円	86円	64円	41円
	死亡保障上乘せ特約(1,300円)	301円	254円	204円	151円	92円	27円

※先進医療特約の掛金も加入時の年齢にかかわらず一律ですが、「調整した掛金額」の設定はありません。

て“プラチナ85”を開発しました。

共済掛金を年齢にかかわらず一律とし、掛金に連動した保障内容とすることで、わかりやすく、シンプルな商品としました。65歳から70歳のどの年齢で加入しても同じ掛金で、満85歳まで保障が続きます。

この調整した掛金を含めて、剰余が発生した場合には割戻しを行い、加入時の年齢ごとの掛金負担が公平となるように還元する予定です。

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。**必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。**不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください

(契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の生協にお問い合わせください)。

●《たすけあい》から移行する場合や《あいぶらす》ゴールド85またはゴールド80から更改する場合、現在の契約と《あいぶらす》プラチナ85は保障内容が異なりますのでご注意ください。

I 【契約概要】ご契約に際し、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

1 商品のしくみ

①特徴

CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。

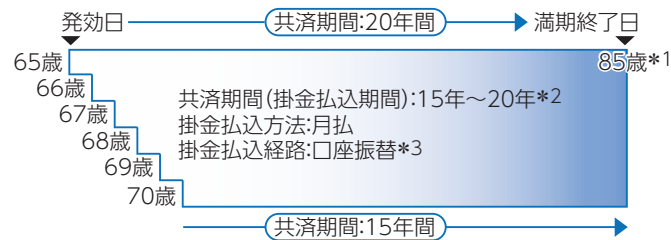
《あいぶらす》プラチナ85(以下、プラチナ85)の契約では、定期生命共済事業規約・細則(先進医療特約は生命共済事業規約・細則)の内容が契約内容となります。

各共済事業規約・細則および各共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。

<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>

②保障期間等

プラチナ85の共済期間は、満85歳の満期終了日まで(発効時年齢に応じて15年～20年)です*1*2。



*1 被共済者の誕生日と発効日が同日の場合、満期終了日は満85歳の誕生日の前日となります。

*2 先進医療特約を付帯した場合、特約の共済期間は1年間ですが、解約等のお申し出がない限り1年ごとに自動更新し、プラチナ85の契約が終了するまで継続します。

*3 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。

※一般的には加入時の年齢が高くなるほど掛金が高くなりますが、プラチナ85は加入する年齢に関わらず掛金が一律となるように調整しています。調整した掛金は、剰余が発生した場合に実施する割戻しで年齢ごとに還元する予定です。

※掛金額、保障内容、付加できる特約については「保障表」、満期金、解約返戻金等については「契約意向確認書」をご覧ください。

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次の②と③をいずれも満たす方 ② 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 ③ 満65歳～満70歳の方*4

*4 男性1型・女性1型への加入は、《たすけあい》からの移行時(満65歳)のみ

④加入限度

1人の被共済者につき、次の②と③の範囲で加入できます。

② プラチナ85は、1契約のみ加入することができます。また、《たすけあい》と重複して加入することはできません。

③ 入院共済金額*5は、《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》終身医療を合わせて日額23,000円が限度となります。

*5 《あいぶらす》がん入院共済金は含みません。

⑤男性1型および女性1型について

男性1型・女性1型は《たすけあい》からの移行時に限り選択できるコースです。プラチナ85の発効後は、男性1型・女性1型への変更はできません。なお、男性1型・女性1型の発効後は、先進医療特約に限り、共済期間の途中でも付帯することができます。

⑥先進医療特約の付帯

すでにプラチナ85の契約(以下、この項で主契約といいます)がある場合、主契約の共済期間を変えずに先進医療特約を中途付帯することができます。共済期間の途中で先進医療特約のみを解約することもできます。

⑦割戻金

決算後に剰余が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法によりお支払いします。なお、割戻金は原則として契約終了時まで利息をつけて据え置きますが、共済期間中の請求も可能です。

2 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者*6です。

②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位:① 契約者の配偶者 第2順位以下:次の②～⑤の順

契約者と	同居している	② 契約者の親族／ ③ 契約者の配偶者の親族
	同居していない	④ 契約者の親族／ ⑤ 契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*6 契約者の意思が確認できない状態となったときに、共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

しほうきょうさいきんうけとりん していだりせいきゅうにん

死亡共済金受取人と指定代理請求人の指定についてはこちら➡

詳しくは上記《「重要事項説明書」I.【契約概要】2 共済金の受取人》をご確認ください。



Ⅱ 【注意喚起情報】ご契約に際し、特にご注意いただきたい事項や不利益になる事項を記載しています。

1 契約申込の撤回(クーリング・オフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

※電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

2 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことになりませんのでご注意ください。

3 契約の成立と発効および保障の開始

当会が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

新規の申し込み	初回掛金振替日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
更改・移行の申し込み	更改・移行前契約の解約日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
先進医療特約の中途付帯	特約付帯後の契約に対する初回掛金振替日が属する月の発効応当日午前0時に付帯の効力が発生します*1。

*1 発効応当日が1日の場合は、初回掛金振替日が属する月の翌月1日午前0時に特約付帯の効力が発生します。
※事故(ケガ)に関する入院・手術・先進医療の共済金(手術・先進医療は各特約を付帯する場合に限ります)は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)によるものから保障の対象となります。

4 掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

※掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次の振替日に請求します。

5 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。

●共済事由に該当しない場合

共済事業細則に定める「入院」の定義にあたらない入院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術などの場合

●契約が無効となった場合

発効日において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、加入限度を超えていた場合(超過部分が無効となります)

●告知義務違反により契約が解除となった場合

告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合

●次のような重大事由により契約が解除となった場合

故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際に詐欺を行った場合／他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、当会の信頼を損

ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

●契約が失効した場合

掛金の払い込みがなされず契約が失効した場合

●契約が取消しとなった場合

契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しとなった場合

●共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済金(共通)	契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失／被共済者の犯罪行為 等
死亡共済金	申込日から2年以内の自殺 等
入院・手術・先進医療に関わる共済金	申込日以前に発生した事故／薬物依存／無資格・酒気帯び運転／他覚症状のないむち打ち症・腰痛・背痛／病気に起因して生じた事故／(以下、先進医療のみ) 指定職業*2の就業に伴う原因／精神障がい／泥酔 等

*2 格闘家・軽業師等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

6 共済金を削減する主な場合

共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減してお支払いします。

申込日以前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年以内の死亡共済金	申込日から90日以内は共済金額の30%、91日～180日以内は50%、181日～1年以内は70%の支払い
申込日以前に発病した病気による、申込日から1年以内の入院・手術・先進医療に関わる共済金	

7 解約と解約返戻金

契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。ただし、プラチナ85には解約返戻金はありません。

8 先進医療特約の自動更新

先進医療特約の共済期間は1年ですが、プラチナ85の保障期間中は、お申し出がない限り自動的に特約を更新します。なお、更新日(満期日の翌日)における生命共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。

9 その他ご注意くださいこと

- ①重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。
- ②プラチナ85には重度障害共済金がありません。
- ③結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
- ④契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
- ⑤入院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
- ⑥加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院の支払限度日数は、変更前の契約における入院の日数を通算します。

個人賠償責任保険(臨時費用補償及び賠償事故) 重要事項説明書

B23-2450-20250930

この書面はご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の前に必ずお読みいただき、お申し込みください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

1 商品のしくみおよび引受条件等

(1) 商品のしくみおよび引受条件

- ①この個人賠償責任保険は、コープ共済連を保険契約者とする団体契約です。《たすけあい》、《学生総合共済》、プラチナ85、ゴールド85、ゴールド80の契約(以下「CO・OP共済の契約」)に追加して加入できます。
- ②賠償責任保険普通保険約款に個人特別約款を付帯する方式で引き受け、1事故3億円を限度とします。
- ③引受幹事保険会社を共栄火災とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険です。引受保険会社および引受割合はコープ共済連のホームページでご確認ください。共同保険の詳細はご契約のしおりをご参照ください。

(2) 保障内容

- ①保険金をお支払いする場合
国内外において、以下の事由により被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

- 日常生活の偶然な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合
- 被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理に関わる偶然の事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合
- 受託した財物(受託物)(注2)を壊したり盗まれたりした場合(国内で受託した物のみ)(注3)
- 電車等を運行不能にさせた場合(国内のみ)

(注1) 被保険者は、保障の対象となる方でCO・OP共済の契約者本人の他に、契約者本人の配偶者、本人または配偶者と同居する親族および別居の未婚の子が含まれます。
また、上記の方が責任無能力者である場合には、その方の起こした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族のみ)も被保険者に含まれます。
(注2) 携帯電話、タブレット、ノート型パソコン、自動車・バイク(原付・ゴルフカート含む)、動物、眼鏡・コンタクトレンズ、ドローン、宝石・貴金属、乗車券・宿泊券等、不動産、物置・車庫、業務上貸与された物、1個または1組で100万円を超える物、データ等の無体物等は、受託物に含まれません。詳細はご契約のしおりをご参照ください。
(注3) 受託物の置き忘れや紛失、劣化や摩耗による破損等は保障対象外となります。

※お支払いする保険金には損害賠償金、争訟費用、応急手当等費用、損害防止費用、保険会社への協力費用、被保険者の示談交渉費用などがあります。また、被害者が死亡した場合および被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合には臨時費用保険金をお支払いします。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

※加害者が複数の場合、または相手方に過失がある場合は、割合に応じて責任を負います。

※他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

※二重に加入した場合、支払限度額は2倍になりますが、保険金は二重に支払われません。(実際の損害額以上にお支払いすることはありません。)

②保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意によって生じた場合／●被保険者と同居する親族に対する場合／●被保険者の職務遂行に直接起因する場合／●車・バイクの所有、使用、管理に起因する場合・・・など

(3) 保障開始日

保障開始日は初回保険料振替日の翌日です。保障終了日は9月30日となります。以降は1年ごとの自動継続となります。

※ご契約のしおりはこちらからご覧いただけます。

<https://coop-hokenyakkan.kyoeikasai.co.jp/kojinbai.html>

2 保険料

保険料は、月払いで1回あたり160円です。

3 満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。

4 クーリング・オフ(契約申し込みの取消し)

この保険にはクーリング・オフ制度はありません。ただし、CO・OP共済の契約の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

5 ご加入時における注意事項

- ①ご加入に際し、重要な事項として他の同種の保険契約の「有無」および「内容」(以下「告知事項」)について回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合は、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書の記載内容を必ずご確認ください。
- ②CO・OP共済の契約が終了する場合、その終了する月の末日にこの保険の契約は終了します。

■保障の重複

保障内容が同様の個人賠償責任保険(賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認のうえ、ご加入ください。

(注) 保障重複の解消のために、特約の削除や保険の解約をされる場合、残した契約を解約されたり、家族状況が変化(同居から別居への変更等)することにより、保障がなくなったり、保障対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。

〈保障が重複する可能性のある主な特約〉

火災保険や傷害保険などの日常生活賠償特約、個人賠償責任特約 など

6 引受保険会社破綻時等の取扱い

各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負い、いずれかの引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

ご加入内容の確認事項

以下の確認事項は、今回お申し込みいただく保障がご希望に沿った内容になっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認するためのものです。「重要事項説明書」やパンフレットを参照しながら、加入依頼書に記入された内容を再度ご確認ください。

【ご確認ください事項】

- ①申込内容が以下の点でご意向に合致していること
 - ☐保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等)
 - ☐契約金額(保険金額)
 - ☐加入期間(保障開始日)
 - ☐被保険者(保障の対象となる方)の範囲
- ②加入依頼書の記載内容に誤りがないこと
- ③重要事項説明書の内容にご不明な点がないこと

なお、個人賠償責任保険の指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会の苦情・ご相談のお問い合わせ先は、ご契約のしおりをご参照ください。

※個人賠償責任保険は、全国の組合員の皆様が多数ご加入されており、団体契約として健全な制度運営が求められています。万一、契約の更

新が不適当と認められる場合、契約の更新はできませんのでご了承ください。